

水道料金の減免

問 水道課 ☎ 62-1248

物価高騰による皆さんの負担を減らすため、水道料金の基本料金および量水器使用料を10カ月間減免します。申請手続きは不要です。

減免期間 5月請求分～令和9年2月請求分（4月検針分～令和9年1月検針分）

※下水道使用料は減免対象外

水道料金の超過料金や下水道使用料がない場合は無料となり、納付書は届きません。



地域振興券の受取はお済みですか

問 商工観光課 ☎ 62-1242

令和7年12月1日時点で宿毛市に住民登録されていた方へ配布した地域振興券について、郵便局の保管期限が過ぎたものは市役所に返送されています。地域振興券は10,000円分の商品券で市内の取扱店で使用できます。受け取っていない方は、ご連絡ください。

受取場所 商工観光課窓口（郵送や支所での受け取りも可）

※商工観光課以外での受け取りをご希望の場合は事前にご相談ください。

持参物

本人が受け取りに来られる場合	●本人の顔写真付き身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)
本人と同一世帯の親族（代理人）が受け取りに来られる場合	●受け取りに来られた方の顔写真付き身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)
本人と別世帯の親族（代理人）が受け取りに来られる場合	●委任状（任意様式可） ●代理人の顔写真付き身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など) ●本人との関係性が確認できる書類（戸籍謄抄本など）

※委任状の様式は宿毛市HPからダウンロード可能です。



宿毛市HP

春長街区公園の遊具リニューアル

問 都市建設課 ☎ 62-1251

人気のすべり台が新たに高さの違うすべり台に生まれ変わり、幅広い年齢の子どもたちが遊べるようになりました。ネットも組み合わせたり、ゆらゆらとした揺れも楽しめます。

皆さんで仲良く楽しい時間をお過ごしください。

